

2024年11月11日

第5回無担保社債の社債権者 各位

株式会社永谷園ホールディングス

当社第5回無担保社債の条件変更に関する
社債権者集会開催について

株式会社永谷園ホールディングス（以下「当社」といいます。）は、2024年11月8日、取締役会において、当社が2021年7月21日に発行した総額100億円（残高100億円）の第5回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ISINコード：JP364820AM75）（以下「本社債」といいます。）について、本社債の要項に定める償還金額並びに償還及び利息支払いの期限の条件変更（具体的内容は下記2.に記載するとおりであり、以下「本条件変更」といいます。）を行う社債権者集会（以下「本社債権者集会」といいます。）を開催することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 本社債権者集会開催の理由

2024年9月10日付で当社が公表した「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る承認決議のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社は、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を含む議案について、2024年9月10日開催の臨時株主総会に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決され、その結果、2024年9月27日をもって当社の普通株式は上場廃止となりまして、本株式併合の効力発生日である2024年10月1日付で、当社の株主はエムキャップ十二号株式会社及び三菱商事株式会社の二社のみとなりました（以下「本非公開化」といいます。）。

当社が、本非公開化に伴い、本社債について現在の償還期限に先立って償還を実施すべく、社債権者の皆様に対し、本条件変更をお願いするものであります。

なお、各社債における変更後の償還金額は、本社債の変更前の償還金額に、変更前の各社債の償還期日までの利息相当額を加算して算出しております。

2. 本社債に関する社債権者集会の開催

本社債の条件変更は、下記により開催予定の社債権者集会に諮ったうえで決定されます。また、本社債権者集会の決議は、裁判所の認可を条件として効力を生じます。

記

(1) 日 時

2024年12月3日（火曜日）午後2時

- (2) 場 所 TKP 新橋汐留ビジネスセンター カンファレンスルーム 301
 (3) 目的事項 本社債の社債要項の一部を変更する件
 (4) 議案の内容 本社債の社債要項を、以下のとおり変更する。

(下線部変更箇所)

旧	新
6. 償還金額 額面 100 円につき金 100 円	6. 償還金額 額面 100 円につき金 <u>100.34815 円</u>
8. 償還の方法及び期限 (1)本社債の元金は、 <u>2026 年 7 月 21 日</u> にその総額を償還する。	8. 償還の方法及び期限 (1)本社債の元金は、 <u>2025 年 1 月 16 日</u> にその総額を償還する。
9. 利息支払いの方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2022 年 1 月 21 日を第 1 回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 1 月 21 日及び 7 月 21 日の 2 回におおのその日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。	9. 利息支払いの方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2022 年 1 月 21 日を第 1 回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 1 月 21 日及び 7 月 21 日の 2 回におおのその日までの前半か年分を支払う <u>ものとし、2024 年 7 月 22 日から償還期日までの利息は償還期日にこれを支払う</u> 。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。
(以下省略)	(以下省略)

3. 書面による議決権の行使の期限

書面により議決権を行使される場合には、2024 年 12 月 2 日までに、以下の宛先まで、議決権行使書面をお送り下さい。

4. 同一の社債権者が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものにおける当該社債権者の議決権の行使の取扱いに関する事項

同一の社債権者が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときは、その議決権の行使は、賛同したものとして取り扱うことといたします。

5. 各議案についての賛否の記載欄に記載がない議決権行使書面が招集者に提出された場合において、各議案に賛成、反対または棄権のいずれかの意思表示があったものとする取扱い

各議案についての賛否の記載欄に記載がない議決権行使書面が招集者に提出された場合、各議案に賛成の意思表示があったものとして取り扱うことといたします。

6. 社債権者集会に関するお問い合わせ先

株式会社永谷園ホールディングス

管理本部経理財務部 Tel：03-3432-2515 Fax：03-3432-7084

電子メールによるお問い合わせ先 bondholdersmeeting@nagatanien.co.jp

以上